

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年9月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第39号

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「この条」の右に「及び第7条」を加える。

第7条に次の3項を加える。

- 2 市長があらかじめ申告者に前項各号に掲げる事項を通知した場合において、当該申告者が当該通知の内容に誤りがないことを確認したときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による申告書の提出は、協議会の使用に係る電子計算機と申告者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、収入の申告に係るものを使用して行うことができる。
- 3 前項の規定による提出は、次に掲げる事項を、申告者の使用に係る電子計算機から入力することにより行うものとする。
 - (1) 申告者の氏名
 - (2) 申告者の属する世帯を識別するために当該世帯に付された番号
 - (3) 前項の規定による通知の内容に誤りがない旨
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 4 第2項の規定により行われた提出は、協議会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに市長に到達したものとみなす。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(都市計画局住宅室住宅管理課)